

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金制度の見直しについて（概要版）



	現行	次年度以降
補助対象者	・草津市立小学校または中学校に在籍し、かつ草津市に住所を有する者	・草津市に住所を有する者（国立・県立・私立学校を含む）
		・学校においての児童生徒の出席状況等の情報について、学校が市へ情報提供することを承諾する者
		・在籍校で当該施設利用で出席扱いを受けている者
請求方法	・保護者様が1か月の利用後、翌月10日までに市に請求書を施設の記録（1か月分）とともに提出	・保護者様が3か月ごとの利用後、所定の期間に市に交付申請兼請求書（様式第3号）と利用状況報告書（様式第4号）を提出。 ■例：4～6月分を保護者様が7月15日までに請求 ■様式第4号は、様式第4号と同様の内容（通所日【曜日、時間含む】・通所回数・授業料・フリースクールの証明【押印あり】）が含まれていれば、従来通りの施設の記録でも可 ※学校との連携（出席認定等）のため、保護者様にはこれまでどおり、少なくとも1か月を目安に、施設の記録をお渡しくださいますよう、お願いいたします。
入金方法	・市から施設に1か月分の補助金相当額を入金（施設代理受領）	・保護者様からの請求後、市から保護者様または施設に3か月分の補助金相当額を一括して入金（個人受領または施設代理受領の選択制） 例：7月に請求された4～6月分の補助金相当額を保護者様または施設に一括入金
施設認定		・施設は年間1回、施設状況報告書を提出（別途依頼させていただきます） ※年度中に認定を得た施設は次年度より提出 ・必要に応じて、市教委担当が施設訪問またはオンライン面談を実施し、状況把握を行う。 ・要件を満たさなくなった場合は、認定の取り消しを行う。